

昭和四十年自治省令第三号

金属製避難はしごの技術上の規格を定める

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十一条の二第二項の規定に基づき、金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この省令は、金属製避難はしご(以下「避難はしご」という。)の技術上の規格を定めるものとする。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 避難はしご 固定はしご、立てかけはしご及びつり下げはしごをいう。

二 固定はしご 常時使用可能な状態で防火対象物に固定されて使用されるもの(収納式のもの(横棧を縦棒内に収納しておき、使用の際、これを取り出して使用可能な状態にすることができるとをいう。以下同じ。))及びその下部を折りたたむこと又は伸縮させることのできる構造のものを含む。)をいう。

三 立てかけはしご 防火対象物に立てかけて使用されるものをいう。

四 つり下げはしご 防火対象物につり下げて使用されるものをいう。

五 ハッチ用つり下げはしご つり下げはしごのうち、避難器具用ハッチ(金属製避難はしごを常時使用可能な状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。)に格納されているもの(使用の際、防火対象物に突子が接触しない構造のものに限る。)をいう。(構造)

第三条 避難はしごは、安全、確実、かつ容易に使用される構造のものでなければならない。

2 避難はしごは、縦棒(つり下げはしごにあつては、これに相当するワイヤロープ、チェーンその他金属製の棒又は板をいう。以下同じ。)及び横棧で構成されるものとする。

3 避難はしごのうち、縦棒の数が一本であるものにあつては、次の各号に適合するものでなければならない。

一 縦棒が当該はしごの中心軸となるように横棧を取り付け、横棧の先端に、縦棒の軸と平行に長さ五センチメートル以上の横滑りを防

止する突子を設けてあること。

二 横棧の長さは、縦棒から横棧の先端までの長さの内寸法で十五センチメートル以上二十五センチメートル以下とし、縦棒の幅は、横棧の軸方向について十センチメートル以下であること。

4 避難はしごのうち、縦棒の数が二本以上であるものの縦棒の間隔は、内寸法で三十センチメートル以上五十センチメートル以下でなければならない。

5 避難はしごの横棧は、直径十四ミリメートル以上三十五ミリメートル以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さの他の形状の断面を有するものでなければならない。

6 避難はしごの横棧は、縦棒に同一間隔に取り付けられたものであり、かつ、当該間隔は、二十五センチメートル以上三十五センチメートル以下でなければならない。

7 避難はしごの横棧の踏面は、滑り止めの措置を講じたものでなければならない。

第四条 前条に定めるもののほか、固定はしごのうち、収納式のもの又はその下部を折りたたむこと若しくは伸縮させることのできる構造のものにあつては、次の各号に適合するものでなければならない。

一 震動その他の衝撃で止め金の部分が容易にはずれないように保安装置を設けてあること。

二 前号の保安装置に至る動作を除き、二動作以内で当該はしごを使用可能な状態にすることができること。

第五条 第三条に定めるもののほか、立てかけはしごは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 上部支持点(先端から六十センチメートル以内の任意の箇所とする。)に、滑り及び転倒を防止するための安全装置を設けてあること。

二 下部支持点には、滑り止めを設けてあること。

三 伸縮させることができる構造のものは、使用の際、自動的に作動する縮梯防止装置を設けてあること。

四 折りたたむことができる構造のものは、使用の際、自動的に作動する折りたたみ防止装置を設けてあること。

第六条 第三条に定めるもののほか、つり下げはしごは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 使用の際、防火対象物から十センチメートル以上の距離を保有するための有効な突子を横棧の位置ごとに設けてあること。ただし、当該突子を設けなくても、使用の際、防火対象物から十センチメートル以上の距離を保有することができるものについては、この限りでない。

二 縦棒の先端には、丸かん、フックその他のつり下げ金具をつけてあること。

三 つり下げ金具は、容易にはずれない構造のものとする。

第七条 避難はしごの部品で次の各号の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ当該下欄に掲げるもの又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものでなければならない。

一 固定はしご及び立てかけはしごに用いる材料

二 縦棒の先端には、丸かん、フックその他のつり下げ金具をつけてあること。

三 つり下げ金具は、容易にはずれない構造のものとする。

四 折りたたむことができる構造のものは、使用の際、自動的に作動する縮梯防止装置を設けてあること。

五 伸縮させることができる構造のものは、使用の際、自動的に作動する縮梯防止装置を設けてあること。

六 折りたたむことができる構造のものは、使用の際、自動的に作動する折りたたみ防止装置を設けてあること。

七 避難はしごの横棧の踏面は、滑り止めの措置を講じたものでなければならない。

八 震動その他の衝撃で止め金の部分が容易にはずれないように保安装置を設けてあること。

九 前号の保安装置に至る動作を除き、二動作以内で当該はしごを使用可能な状態にすることができること。

十 上部支持点(先端から六十センチメートル以内の任意の箇所とする。)に、滑り及び転倒を防止するための安全装置を設けてあること。

十一 下部支持点には、滑り止めを設けてあること。

十二 伸縮させることができる構造のものは、使用の際、自動的に作動する縮梯防止装置を設けてあること。

十三 折りたたむことができる構造のものは、使用の際、自動的に作動する折りたたみ防止装置を設けてあること。

十四 避難はしごのうち、縦棒の数が一本であるものにあつては、次の各号に適合するものでなければならない。

一 縦棒が当該はしごの中心軸となるように横棧を取り付け、横棧の先端に、縦棒の軸と平行に長さ五センチメートル以上の横滑りを防

止する突子を設けてあること。

二 横棧の長さは、縦棒から横棧の先端までの長さの内寸法で十五センチメートル以上二十五センチメートル以下とし、縦棒の幅は、横棧の軸方向について十センチメートル以下であること。

三 避難はしごのうち、縦棒の数が二本以上であるものの縦棒の間隔は、内寸法で三十センチメートル以上五十センチメートル以下でなければならない。

四 避難はしごの横棧は、直径十四ミリメートル以上三十五ミリメートル以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さの他の形状の断面を有するものでなければならない。

五 避難はしごの横棧は、縦棒に同一間隔に取り付けられたものであり、かつ、当該間隔は、二十五センチメートル以上三十五センチメートル以下でなければならない。

六 避難はしごの横棧の踏面は、滑り止めの措置を講じたものでなければならない。

七 避難はしごのうち、収納式のもの又はその下部を折りたたむこと若しくは伸縮させることのできる構造のものにあつては、次の各号に適合するものでなければならない。

一 震動その他の衝撃で止め金の部分が容易にはずれないように保安装置を設けてあること。

二 前号の保安装置に至る動作を除き、二動作以内で当該はしごを使用可能な状態にすることができること。

八 上部支持点(先端から六十センチメートル以内の任意の箇所とする。)に、滑り及び転倒を防止するための安全装置を設けてあること。

九 下部支持点には、滑り止めを設けてあること。

部品名	材料
縦棒	JIS (産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十四条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。) G 三〇一(一般構造用圧延鋼材)
横棧	JIS G 三四四(一般構造用炭素鋼鋼管)
補強材	JIS H 四一〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)
支え材	JIS G 三二〇四(リベット用丸鋼)
	JIS G 三二〇一(炭素鋼)
	JIS G 三二〇二(炭素鋼)
	JIS G 五七〇五(可鍛鉄鉄品)
縮梯防止装置	JIS G 三二〇一(一般構造用圧延鋼材)
折りたみ防止装置	JIS G 五二〇一(炭素鋼)
	JIS H 五二二〇(銅及び銅合金鋳物)

部品名	材料
縦棒	JIS F 三三〇三(フラッシュキャスト溶接アンカーチェーン)
横棧	JIS G 三二〇一(一般構造用圧延鋼材)
補強材	JIS G 三五三五(航空機用ワイヤロープ)
支え材	JIS H 四〇〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

部品名	材料
縦棒	JIS G 三二〇一(一般構造用圧延鋼材)
横棧	JIS G 三二二三(磨き棒鋼)
補強材	JIS G 三二四一(冷間圧延鋼板及び鋼帯)
支え材	JIS G 三四四(一般構造用炭素鋼鋼管)
	JIS H 四〇〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

部品名	材料
縦棒	JIS F 三三〇三(フラッシュキャスト溶接アンカーチェーン)
横棧	JIS G 三二〇一(一般構造用圧延鋼材)
補強材	JIS G 三五三五(航空機用ワイヤロープ)
支え材	JIS H 四〇〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

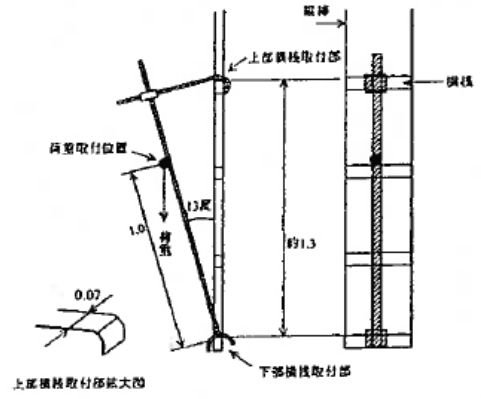
ボルト類	JIS G 三二二三(磨き棒鋼)
ピン類	JIS G 三二〇四(リベット用丸鋼)
	JIS H 四〇四〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線)

縦棒	JIS F 三三〇三(フラッシュキャスト溶接アンカーチェーン)
横棧	JIS G 三二〇一(一般構造用圧延鋼材)
補強材	JIS G 三五三五(航空機用ワイヤロープ)
支え材	JIS H 四〇〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

縦棒	JIS G 三二〇一(一般構造用圧延鋼材)
横棧	JIS G 三二二三(磨き棒鋼)
補強材	JIS G 三二四一(冷間圧延鋼板及び鋼帯)
支え材	JIS G 三四四(一般構造用炭素鋼鋼管)
	JIS H 四〇〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

縦棒	JIS F 三三〇三(フラッシュキャスト溶接アンカーチェーン)
横棧	JIS G 三二〇一(一般構造用圧延鋼材)
補強材	JIS G 三五三五(航空機用ワイヤロープ)
支え材	JIS H 四〇〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

(単位 メートル)



別図 試験器具 (第8条、第9条関係)